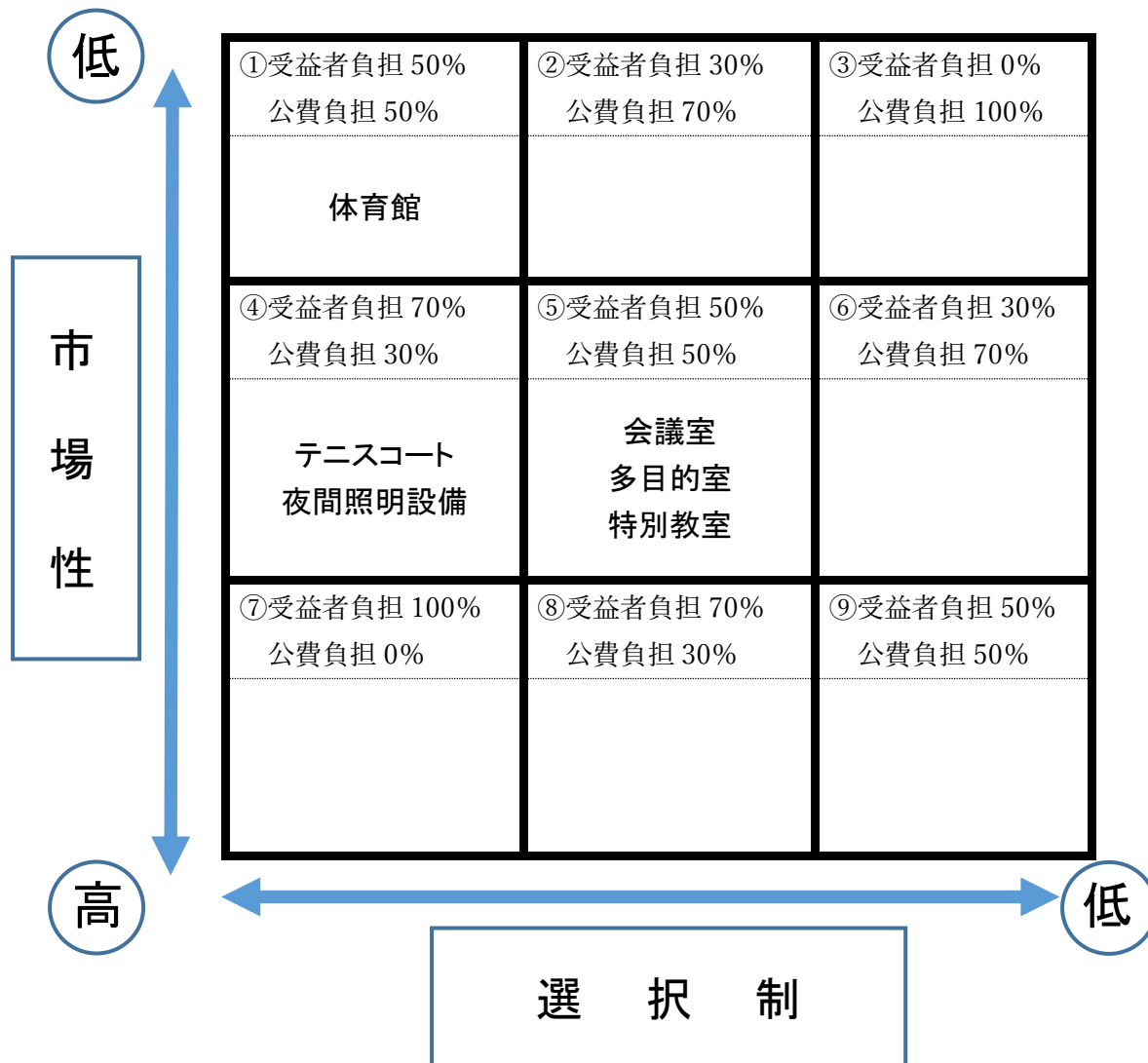


学校施設におけるサービス機能別の位置付け

学校施設貸し出しにおけるサービス機能を性質別分類表に当てはめると、以下のように位置付けられる。



- ・原価計算結果と条例で定める利用料金に乖離が生じる場合は、受益者負担割合の±10%までは適正範囲内とする。
- ・各サービスの適正価格を求める際には、その機能がどの区分に該当するかを明確化した上で、原価計算することとする。
- ・当該施設の本来目的以外での利用(目的外利用)や本来の利用対象者以外の者が施設を利用する際の受益者負担の割合については、原則として、通常の割合より1区分高い割合を採用する。(例 50%⇒70%)
- ・現在は使用料・手数料等を徴収していないサービスであっても受益者負担を検討すべきサービスについては、担当課においてどの区分に該当するかを考慮し、受益者負担の適正化に努め、庁内で協議の上、価格を決定することとする。